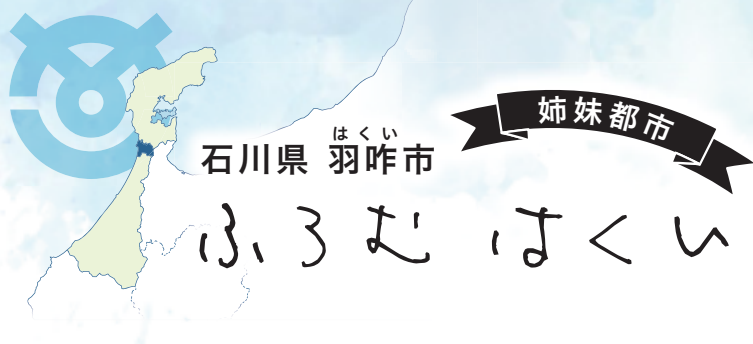




石川県 羽咋市

姉妹都市

はくい ふうま はくい

制作した模型で岸市長に説明する児童たち



未来の公園をデザイン

児童が市長にアイデアを発表

7月3日、羽咋市邑知小学校の児童たちが、今後改修が予定されている中央公園（羽咋市中央町）のリニューアルに向けたアイデアを、岸市長に提案しました。

総合学習の一環として行われ、児童たちは「みんなが集える公園」をコンセプトに公園の改修案を立体的な模型で表現しました。

また、トランポリンのような「ふわふわドーム」やUFO型の東屋などの整備に加え、高齢者にも配慮したランニングコースや健康器具の設置も提案しました。

提案を受けた岸市長は「少しでもアイデアが取り入れられるように考えていきたい」と応じました。

ふじおか Culture

～藤岡の文化を探る～

【問い合わせ 文化財保護課（☎235997）】

No.111

養蚕指導書

～先人達の工夫と理論～

高山長五郎が創始した養蚕法「清温育」は、後に日本の近代的養蚕法の標準とされました。高山長五郎はその「清温育」を考案するに当たり、多くの養蚕家を訪ね、養蚕指導書を読み研究を重ねました。では、この清温育が考案される以前は、どのような養蚕指導書があったのでしょうか。

養蚕指導書が登場するのは、養蚕業が発展した近世中期以降です。群馬県内で最も古いものが、1712年に群馬郡北下村（現吉岡町）の馬場重久が著した「蚕養育手鑑」です。本書では、序論で養蚕の歴史と「当たり」「はずれ」が起きる原因について述べています。また、「昼夜炭の火を起し随分あたたかにすべし」と、飼育の過程の一部で火力を使用することについて述べているのが特徴の1つです。

「養蚕須知」は1794年に群馬郡渋川町（現渋川市）の吉田芝溪が著した養蚕指導書で、上・

中・下の3巻からなります。養蚕道具や蚕の習性、成長時期ごとの飼育法、繭の取り扱いや桑の刻み方などについて述べています。さらに、当時は女性が主として携わっていた養蚕を「一家の主人が差配すべき」と主張しています。

その後、幕末から明治期にかけて、佐波郡島

村（現伊勢崎市）の田島弥平が換気を重視した飼育法「清涼育」を考案し、1872年に「養蚕新論」にまとめました。「清涼育」とほぼ同じ頃に考案されたのが、人工的に温湿度を管理した「温暖育」の長所を取り入れた、高山長五郎の「清温育」でした。



蚕養育手鑑（明治29年増刷版）

教えて！消費生活

気付いたら定期購入だった！

Q SNSで「1回限り」「90%オフ」「解約不要」という美容クリームの広告を見つけ、購入し受け取った。しかし、30日後に購入した覚えのない同じ商品が届いたので、受け取り拒否をした。後日、受け取り拒否をした商品の請求書が届いた。商品を受け取っていないが、代金を支払わなければならないのか。

A 通信販売は原則販売店の規約に従うことになります。注文完了ボタンを押す前の最終確認画面をよく確認しましょう。小さな文字で重要な情報が書かれていることがあります。また、利用規約の内容もよく確認するようにしましょう。違約金に関する決まりや、解約の期限などが記載されていることがあります。

解約の連絡をせずに受け取り拒否をすると、商品の紛失などを理由に支払いが発生する場合があります。商品が届いてしまったら、受け取り拒否をせず、販売店に電話をして納得できない旨（1回限り、解約不要と書かれていたから定期購入だとは思わなかったなど）を伝えましょう。解約ができないなど、困った時は早めに消費生活センターに相談してください。

消費生活の相談は市消費生活センター ☎fax 兼用 201133（来庁相談要予約） 相談時間 平日午前9時～午後4時

ふじおか

防災トピックス Fujioka Disaster Prevention Topics

災害時に自分や大切な家族を守るのには知識と備えです。「ふじおか防災トピックス」では、知っておきたい災害の知識やもしもの時にやるべき事など、いざというときに役立つ防災情報をお知らせしていきます。

福祉避難所について

【問い合わせ 地域安全課（☎27444）】

福祉避難所とは、災害時に、一般の指定避難所（小中学校など）での避難生活が困難な高齢者や障害者などの特別な配慮を必要とする要配慮者を受け入れるための特別な配慮がなされた避難所のことを言います。

福祉避難所の対象となる人

避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする要配慮者のうち、社会福祉施設や医療機関などに入所・入院するに至らない程度の方が対象になります。

福祉避難所の開設

福祉避難所は、指定避難所の開設後に必要に応じて開設される2次的な避難所なので、災害時に最初から開設されることはありません。平常時は入所・通所施設として運営されているため、災害時には、市が各施設の空きスペースや施設職員の配置などを確認し、受け入れ可能な施設を福祉避難所として開設します。そのため、直接避難することはできません。受け入れ態勢が整ったところで、家族や地域における支援者などが対象者を福祉避難所へ移送してください。

